

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年7月29日 14時00分ごろ
発生場所	滋賀県高島市鵜川 ^う 白髭 ^{しらひげ} 神社南東方沖（琵琶湖北西部） 鵜川四等三角点から真方位062° 1.1海里付近 （概位 北緯35° 16.4′ 東経136° 00.7′）
事故の概要	水上オートバイ ^{ヒデ} HIDEは、遊走中、機関を停止して漂泊中の水上オートバイ ^{エスティエックス} STX160 ^{エックス} Xに衝突した。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ HIDE、0.1トン 253-36581 滋賀、個人所有 B 水上オートバイ STX160X、0.1トン 243-41797 三重、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船尾部に擦過傷 B 右舷船首部から中央部にかけて擦過傷
気象・水象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、B船ほか2隻と共に遊走していた。 船長Aは、遊走中、白髭神社南東方沖で船首を南東方に向けて漂泊していたB船を認め、B船の乗船者に水を掛けようと思い、B船の右舷船首方に向けて北西進した。 A船は、B船の右舷船首至近で左に急旋回した際、A船の左舷方を南東進した仲間の水上オートバイの航走波を受けてB船の方に圧流され、A船の右舷船尾部がB船の右舷船首部から中央部にかけて衝突した。 船長Aは、周囲で仲間の水上オートバイが遊走していることを知っていたが、A船の遊走には影響はないと思い、B船の右舷船首至近で急旋回してB船の乗船者に水を掛けることに意識を向けていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、A船ほか2隻と共に遊走中、白髭神社南東方沖で仲間の水上オートバイを待つこととし、機関を停止して漂泊を開始した。

	船長Bは、仲間の水上オートバイがB船の周囲で遊走する中、A船がB船の船首方20m付近で針路を変更して、B船の右舷船首方至近に向かってくるのを認めたがどうすることもできず、A船がB船に衝突した。 B船の同乗者は、左旋回中のA船の右舷船尾部が右足ふくらはぎに接触して負傷した。 船長A及び船長Bは、負傷者の状況及び両船の損傷状況を確認後、自力で出発地に戻り、B船の同乗者が110番通報した。 B船の同乗者は、痛みが続いたので翌日病院に行き、右足ふくらはぎ打撲と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
分析	A船は、水上オートバイ3隻と遊走中、船長Aが、漂泊中のB船を認めて乗船者に水を掛けようと思い、B船の右舷船首至近に接近して左に急旋回したことから、他の水上オートバイの航走波を左舷方から受けてB船の方に圧流され、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、機関を停止して漂泊中、船長Bが右舷船首至近に接近するA船を認めたがどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、水上オートバイ3隻と遊走中、船長Aが、B船の乗船者に水を掛けようと思い、B船の右舷船首至近で左に急旋回したため、他の水上オートバイの航走波を左舷方から受けてB船の方に圧流され、B船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、遊走中、他船と安全な距離を確保して接近しすぎないようにすること。また、周囲の他船の遊走状況を常に確認し、航走波の影響にも注意すること。

付図1 事故発生経過概略図

